

公益財団法人岡田甲子男記念奨学財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岡田甲子男記念奨学財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県佐世保市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、長崎県に住所を有する者の子弟で、向学心に富み品行方正で有能な資質を有しながら、経済的理由によって修学が困難な者に対して学資の貸与を行い、優秀な人材を育成する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校教育法に定める専修学校、大学（短期大学及び高等専門学校を含む。以下同じ。）及び大学院修士課程、博士課程に在学する者に対する奨学金の貸与
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 基本財産とされている株式にもとづき取得した無償新株式
- (4) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決及び評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(権利の行使)

第8条 この法人は、保有する株式については、その株式の発行会社に対し、次に掲げる権利の行使又は権利行使の請求を行う。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償株式の受領
- (3) 株式割当増資への応募
- (4) 株主あて配当書類の受領

2 前項に規定する権利以外の権利の行使又は権利行使の請求を行う場合には、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決及び評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第7条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決及び評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第4章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会にて行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第18条 評議員には各年度の総額が150万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会の議長は、その会議において出席評議員の互選により定める。

(権限)

- 第20条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 評議員会を招集するときは、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも評議員会の開催日の7日前までに通知しなければならない。

(決議)

- 第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議で選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名以上2名以内を常務理事とする。

3 理事のうち副理事長を1名置くこともできる。

4 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 この法人の監事は、この法人の理事又は評議員及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、業務をつかさどる。

3 理事長及び副理事長並びに常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。なお、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第 25 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 30 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができます。ただし評議員会において決議する前にその役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 31 条 役員には評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。ただし、常務理事には評議員会において別に定める総額の範囲内の額を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(責任の免除又は限定)

第 32 条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第 35 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
2 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対して会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも理事会の開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び監事並びにその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

第 8 章 選考委員会

(選考委員会)

第 38 条 この法人には、第 4 条の事業の対象となる者を選考するため、理事会において選出される教育関係者又は学識経験者等により組織される選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、委員 8 名以上 10 名以内でこれを組織する。
- 3 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が 3 名を超えて含まれることになってはならない。
- 4 第 26 条第 4 項の規定は委員について準用する。この場合において、この規定中「理事」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 6 選考委員会の運営に関し必要な事項又は費用並びに報酬等の支給に関する事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会規程による。

第 9 章 事務局

(設置)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に所要の職員を置き、理事長がこれを任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 この法人の事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿、就任承諾書及び履歴書
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会並びに選考委員会の議事に関する書類
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 財産目録
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (10) 会計帳簿
 - (11) 監査報告書
 - (12) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (13) 処務日誌
 - (14) 官公署往復書類
 - (15) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項第 1 号から第 6 号までの書類は永年、第 7 号から第 12 号の帳簿及び書類は 10 年以上、第 13 号から第 15 号までの書類及び帳簿は 3 年以上保存しなければならない。

第 10 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第44条 この法人の解散に伴う残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告による。ただし、事故又はやむを得ない場合には官報に掲載するものとする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は 岡田甲子男とする。

4 この法人の最初の常務理事は 大石征二とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

和泉仁司 糸山好則 岩城勝利 内山 茂 奥村雄俊 鴨川 直
酒井昭平 月足太維助 妻夫木 繁 豊村幹人 中原 務 夏井盛人
松尾敏弘 松永 茂

附則

- ・この定款は平成23年6月17日より施行する。
- ・この定款は平成24年3月16日より施行する。
- ・この定款は平成25年6月21日より施行する。
- ・この定款は平成26年3月20日より施行する。
- ・この定款は平成27年6月19日より施行する。
- ・この定款は平成28年7月22日より施行する。

別表1 基本財産(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	アリアケジャパン株式会社 株式2,196,150株
定期預金	十八銀行佐世保支店 6,000万円